

# 心不全患者在宅支援施設設置要綱

平成 29 年 8 月 8 日

## (目的)

第 1 条 広島県心臓いきいき推進会議は、心不全患者の診療支援に携わっている施設（病院、診療所（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）に対し、心不全患者在宅支援施設としての認定を行い、適切な心不全疾病管理を提供する地域体制を整備する。

## (呼称)

第 2 条 心不全患者在宅支援施設の呼称は、「心臓いきいき在宅支援施設」とする。

## (役割)

第 3 条 心臓いきいき在宅支援施設の役割は次の通りとする。

- 1) 地域における包括的心臓リハビリテーションの概念に基づいた医療・介護の提供
- 2) 心不全増悪の早期発見と介入による重症化予防
- 3) 急性期医療を担う医療施設との連携強化

## (認定)

第 4 条 心臓いきいき在宅支援施設は、以下の施設を対象とする。

病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

- 2 上記の施設において勤務する医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、保健師、介護支援専門員（基礎資格に前記のいずれかの資格を有する者）のうち 1 名以上が、心臓いきいき在宅支援施設認定講習会を所定の回数受講することとする。
- 3 広島県心臓いきいき推進会議は、第 4 条第 1 項第 2 項を満たす施設に対し認定を行い、認定証を交付する。
- 4 対象施設の都合にて、施設を閉鎖した場合は、速やかに事務局へ「心不全患者在宅支援施設認定取消申出書」を提出する。認定施設からの申し出により、認定を取り消す。

## (公表)

第 5 条 広島県心臓いきいき推進会議は、広島大学病院心不全センターのホームページに、心臓いきいき在宅支援施設の施設名、住所、電話番号を施設の承諾を得て公表する。

## (支援)

第 6 条 広島県心臓いきいき推進会議に参画している心不全センターおよび地域心臓いきいきセンターは、心臓いきいき在宅支援施設を支援する体制を整備する。

令和元年 11 月 25 日改正  
令和元年 11 月 26 日から適用する